

介護医療院田尻病院
短期入所療養介護施設運営規程
(介護予防短期入所療養介護施設運営規程)

医療法人三水会

介護医療院田尻病院
短期入所療養介護施設運営規程
(介護予防短期入所療養介護施設運営規程)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人三水会が開設する介護医療院田尻病院（以下「施設」という）が行う短期入所療養介護施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

2、サービスは、4日以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3、短期入所療養介護従業員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導または説明を行うものとする。

4、短期入所療養介護事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5、指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 介護医療院田尻病院
- 2、所在地 岡山県美作市明見550番地の1

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名（医師）

施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また従業員に必要な指揮命令を行う。

- 2、医師7名以上（常勤・非常勤を含む）

入所者の疾病または負傷に対して、必要な医療及び療養上の管理・指導を行う。

- 3、薬剤師 1名（常勤・非常勤を含む）

入所者の調剤及び服薬指導を行う。

- 4、看護職員 7名以上
入所者の保健衛生ならびに看護業務を行う。
- 5、介護職員 7名以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 6、理学療法士等 1名以上
リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを提供します
- 7、栄養士 1名以上（常勤管理栄養士）
食事の献立作成、栄養計算、入所者に栄養指導を行う。
- 8、介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画書の作成等を行う。
- 9、調理員 8名（常勤職員：内調理師1名）
給食業務を行う。
- 10、事務職員 1名以上
所要の事務を行う。

第3章 入所者の定員並びに施設サービス等

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は施設定員50床の空床利用とする。

- 2、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所者の定員及び病室の定員を超えて入所させない。

（施設サービスの内容及び手続きの説明と同意）

第6条 事業所は、サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制などを記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を受ける。

（短期入所療養介護の計画）

第7条 事業所の管理者は、4日以上継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービス提供の開始から終了に至るまでの利用者が利用するサービス継続性に配慮して、サービスの目標、該当目標を達成するまでの具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画を達成するものとする。

- 2、事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した場合は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明することとする。
- 3、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

(診療の方針)

第8条 医師の診療の方針は、厚生労働大臣が定める基準及び次のものとする。

- 1、診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、妥当適切に行う。
- 2、診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
- 3、常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切に指導を行う。
- 4、検査・投薬・注射・処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5、特殊な療法又は新しい療法等は、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行わない。
- 6、厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用及び処方しない。
- 7、利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等、診療について適切な措置を講ずる。
- 8、協力医療機関として田尻病院、美作中央病院、大原病院との協力医療機関協定を結んでおり入所者の病状が急変した場合の相談体制の確保、診療を行う体制の常時確保、入院を必要とすると認められた場合の入院を原則受け入れる体制を確保しています。

(機能訓練等)

第9条 利用者の訓練の諸機能の維持回復を図り、日常生活の充実と自立支援のため、必要な理学療法・作業療法その他リハビリテーションを計画的に実施する。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第10条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。
 - 3、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4、おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
 - 5、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6、入所者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第11条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、医師の発行する食事箋に基づき調理し、適時適温の食事を提供する。
- 2、食事は、患者の自立支援に配慮し食堂利用に努める。
 - 3、食事時間は、朝食は午前8時、昼食は正午、夕食は午後6時からとする。

(送迎)

第12条 ご希望により、送迎サービスを実施いたします。

送迎サービスの実施地域は、美作市・勝田郡・津山市・久米郡・苫田郡とする。
その他の地域については、実費を徴収させていただきます。

(その他のサービス提供)

第13条 入所者のための、レクレーション行事を計画的に実施する。

(利用料その他の費用の額)

第14条 施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院田尻病院施設介護が法定代理受領サービスであるときは、食事の標準負担の額と介護保険負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。

2、前項のほかに次に掲げる費用を徴収する。

一、食費として、食材料費及び調理に係る費用として基準費用額の日額 1445 円徴収する。

内訳は 朝 315 円・昼食 565 円・夕食 565 円とし、係る費用のみ徴収する。

二、滞在費として光熱水費相当として日額 640 円を徴収する。

三、理美容代（実費）

四、日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの。

3、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

第4章 利用費用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第15条 入所者は医師並びに看護職員等の療養上の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に勤める。

2、起床（点灯）時刻は、午前6時、消灯時刻は、午後9時とします。消灯後の点灯、TV、ラジオの聴取は禁止します。

(衛生保持)

第16条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他の衛生環境の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第17条 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

1、けんか、口論、飲酒などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。

2、施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

3、指定した場所以外で火気を用いること。

4、故意に施設若しくは物品に損害を与え、またこれらを持ち出すこと。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・非難に関する計画を作成する。

- 2、防火管理者は、病院の防火管理者とし、火元責任者は施設の看護師を充てる。
- 3、非常災害設用設備の点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4、始業時、終業時に火災危険防止のための自主点検を行う。
- 5、火災発生、地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- 6、非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は非難、救出その他必要な訓練等を行うと共に随時非常災害用設備の、使用方法の徹底のための教育指導を行う。
- 7、業務継続計画（BCP）において感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該継続計画に従い必要な措置を講じています。

第6章 運営上の重要事項

（受給資格等の確認）

- 第19条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2、前項の被保険者証に認定審査委員会意見が記載されている場合には、該当意見に配慮してサービスを提供する。

（健康手帳への記載）

- 第20条 提供したサービスに関して、利用者の健康手帳の健康の記録に係るページに利用開始及び終了年月日、事業所の種類・名称を記載することとする。ただし、健康手帳を有さない者は除く。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- 1、正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - 2、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

（従業者の教育）

- 第22条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。
- 1、採用時研修 採用後3カ月間
 - 2、継続研修 年2回以上

（秘密の保持）

- 第23条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、それらの秘密をさせるべき旨を、従業者との雇用契約書に明記するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

- 2、居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情の処理)

第25条 入所者からのサービスに関する苦情に迅速親切に対応するために、次の措置を講ずる。

- 1、苦情受付窓口を設ける。
- 2、苦情処理検討委員会を設置し、入所者の苦情の実態について調査し、迅速適切な処理を行う。
- 3、苦情に関する市町村並びに国保連合会による調査に対する協力は、積極的に行うと共に、指導または助言を受けた場合は、委員会において十分に検討し、必要な改善を実施するものとする。
- 4、当院以外の苦情受付機関は以下のとおりです。

■岡山県国民健康保険団体連合会

所在地 岡山市北区桑田町17-5
電話番号 086-223-8811
受付時間 月～金 9:00～17:00

■美作市美作保健センター

所在地 美作市北山390-2
電話番号 0868-72-7701
FAX 0868-72-7702
受付時間 月～金 8:30～17:00

■勝央町健康福祉部介護保険係

所在地 勝田郡勝央町平242-1
電話番号 0868-38-7102
FAX 0868-38-7203
受付時間 月～金 8:30～17:15

(高齢者虐待・身体拘束について)

第26条 介護医療院田尻病院では、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限しません。

緊急やむを得ないと施設が判断した場合、以下の手続きを経て実施するものとする。

(ア)身体拘束廃止委員会の開催

▽身体拘束廃止委員会規定に基づき開催する

(イ)入所者、家族等への説明

▽家族、又は代理人等に連絡し面接する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」

に基づいて行う。

▽家族等への十分な理解と同意を得るとともに確認欄に署名をいただく。

(ウ)介護記録への記載

▽実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、身体の状態等を記録する。

(エ)身体拘束解除を目標に継続的なカンファレンスを行う

▽身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

(オ) 高齢者の人権の擁護、虐待の防止にむけて以下の内容を実施する

▽高齢者虐待防止委員会の開催

▽指針の整備と研修の実施

▽担当者を定める。

(地域との連携)

第27条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第28条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2、前項の事故の状況及び事故に際して行った措置について記録する。

3、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第29条 サービスの事業の会計は、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第30条 従業者、施設、構造設備、会計に関する諸記録を整備する。

2、入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示)

第31条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他)

第32条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人三水会と施設との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2年 4月 1日より実施する

この規程は、令和 4年 10月 1日より実施する

この規程は、令和 5年 2月 21日より実施する

この規定は、令和 6年 4月 1日より実施する